

食品安全委員会第941回会合議事録

1. 日時 令和6年6月4日（火） 14：00～14：36

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 農薬第二専門調査会における審議結果について

・「ヨウ化メチル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「エスプロカルブ」に係る食品健康影響評価について

・農薬「エトフェンプロックス」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(第28回：令和5年9月30日時点)

(4) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

及川事務局次長、重元総務課長、紀平評価第一課長、浜谷情報・勸告広報課長、
横山農薬評価室長、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1 農薬第二専門調査会における審議結果について<ヨウ化メチル>

資料2-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<エスプロカルブ>

資料2-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<エトフェンプロックス>

資料3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第28回：令和5年9月30日時点）

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第941回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第941回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○重元総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は4点ございます。

資料1が「農薬第二専門調査会における審議結果について<ヨウ化メチル>」、資料2-1が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<エスプロカルブ>」、資料2-2が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<エトフェンプロックス>」、資料3が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第28回：令和5年9月30日時点）」、以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○重元総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（1）農薬第二専門調査会における審議結果について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「農薬第二専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 くん蒸剤の殺虫剤でありますヨウ化メチルにつきまして、各種資料を用いて

食品健康影響評価を実施いたしました。評価結果の概要につきましては、資料1に沿って説明いたします。

資料1の10ページを御覧ください。第3版の改訂に当たりましては、厚生労働省から作物残留試験のブロッコリーやアスパラガス等の成績等が新たに提出されております。

各種毒性試験からヨウ化メチル投与による主な影響としまして、甲状腺におけるろ胞細胞過形成等の変化が認められました。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められませんでした。

ウサギを用いた発生毒性試験におきまして、母動物に影響が認められない用量における着床後死亡胚の増加等が認められました。

発がん性試験におきましては、ラット及びマウスで甲状腺ろ胞細胞腺腫の増加が認められましたが、発生メカニズムは遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられました。

各種試験の結果から、農作物中のばく露評価対象物質をヨウ化メチル（親化合物のみ）と設定いたしました。

経口投与により実施された各動物種の毒性試験の無毒性量または最小毒性量から許容一日摂取量（ADI）を試算した結果、ラットを用いた90日間亜急性毒性試験で得られた無毒性量の5 mg/kg 体重/日を安全係数1,000で除した0.005 mg/kg 体重/日が最小値であったことから、これを根拠としてADIを設定いたしました。

ヨウ化メチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量または最小毒性量のうち最小値は、吸入ばく露の方法で実施されたウサギを用いた発生毒性試験の2 ppm、経口投与によった場合の換算値に換算しますと0.451 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は母動物に影響が認められない用量における着床後死亡胚の増加等であったことから、妊婦または妊娠している可能性のある女性を対象として急性参照用量（ARfD）を設定することが妥当と考えられました。ウサギを用いた吸入ばく露による発生毒性試験において認められた無毒性量の経口投与換算値を根拠として安全係数100で除した場合の値は0.0045 mg/kg 体重/日となりました。一方、ウサギを用いた吸入ばく露による発生毒性試験の無毒性量は2 ppm、最小毒性量は10 ppmであり一定の-marginが認められること、当該試験は吸入ばく露試験の結果から換算値を用いていることに対しADIは経口投与試験の結果を根拠としていること等を総合的に考慮しますと、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDをADIと同値としても安全性は担保できると判断し、ARfDを0.005 mg/kg 体重と設定いたしました。

一般の集団に対しましては、ヨウ化メチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、吸入ばく露により実施されたラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の5 ppm、これを経口投与量で換算しますと3.53 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.035 mg/kg 体重をARfDと設定いたしました。

ただし、ヨウ化メチルの使用によりまして、食品に残留するヨウ素の摂取量が増加して、ヨウ素の過剰摂取とならないように、リスク管理機関におきまして、引き続き関連情報の収集に努めるべきと考えております。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○横山農薬評価室長 補足の説明を申し上げます。

資料1を御覧ください。ヨウ化メチル農薬評価書（第3版）になります。右下の通し番号で5ページの下の方、審議の経緯の第3版関係の部分をお覧ください。ブロッコリー、アスパラガス等の適用拡大に係る農薬登録申請があったことを受けまして、2022年3月に厚生労働大臣から評価要請のあったものでございます。農薬第二専門調査会で御審議いただき、本日御報告するものでございます。

続きまして、12ページをお覧ください。このものは6. に示された構造の殺虫剤でございます。

次のページの8. 開発の経緯にございますとおり、脂肪族ハロゲン化物系くん蒸剤でございます。害虫、線虫または病原菌細胞の構成成分である塩基性求核中心との化学反応により、防除対象生物のピルビン酸脱水素酵素やコハク酸脱水素酵素等の必須酵素を阻害すると考えられているものでございます。

今回、主にARfDの設定について検討がなされました。新たに提出された試験成績は作物残留試験になります。重版でございますので、評価書の内容につきましては、変更点及びARfDの設定を中心に御説明を申し上げます。

20ページをお覧ください。下の方から（2）とございます。4. の（2）になりますけれども、作物残留試験について、今回、ブロッコリー、アスパラガス及びかぼちゃの試験が追加されております。最大残留値は、次のページに記載がございしますが、ブロッコリーにおける0.44 mg/kgとなっております。

38ページにお進みください。下の方の（2）、8. の（2）になりますが、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験がございまして、本試験で認められた所見は次のページの表35にございますが、このうちTSHの増加が一般の集団に対するARfDの設定根拠と判断されました。

また、42ページをお覧ください。（3）ウサギを用いた発生毒性試験において認められました着床後死亡胚の増加等が単回投与等で生じると判断されまして、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDのエンドポイントと判断されました。

食品健康影響評価につきまして、51ページをお覧ください。ADIにつきましては、52ページに記載がございしますが、前版からの変更はございませんでした。ARfDにつきましても、52ページの3つ目のパラグラフから記載がございしますが、浅野委員から御説明のあったとおりでございます。妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfD、こちらはADIの値と比較の上、総合的な検討がなされ、値としましては、ARfDは0.005 mg/kg 体重

と設定されまして、一般の集団に対しましては、0.035 mg/kg 体重と設定がなされております。

その下から「ただし」という文章ですけれども、このもの、構造としましてヨウ素を含んでおりますことから、ヨウ化メチルの使用により、食品に残留するヨウ素の摂取量が増加し、ヨウ素の過剰摂取とならないように、リスク管理機関において引き続き関連情報の収集に努めるべきという記載をさせていただいているものでございます。

資料の冒頭にお戻りいただければと思います。こちらにつきまして、本日御了解いただきましたら、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「エスプロカルブ」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 資料2-1に基づき御説明申し上げます。農薬評価書「エスプロカルブ」の第4版でございます。

右下の番号で6ページを御覧ください。第4版関係の審議の経緯でございますが、2023年3月に農林水産大臣から農薬取締法に基づく再評価に係る評価要請のあったものとなります。昨年11月及び本年2月の農薬第五専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただきました評価書案について、3月26日の食品安全委員会において報告し、その後、3月27日から4月25日まで国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

11ページを御覧ください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は6. に示されたとおりのチオカーバメート系の除草剤になります。

次のページの8.の開発の経緯に記載がございますとおり、このものは超長鎖脂肪酸の生合成阻害により生育を抑制または停止させ、枯死させるものと考えられているものとございます。日本では1988年に初回農薬登録されております。

食品健康影響評価でございますが、44ページまでお進みください。次の45ページに記載がございますが、ADIはイヌを用いた1年間慢性毒性試験を根拠に0.01 mg/kg 体重/日、ARfDにつきましては、ラットを用いた発生毒性試験を根拠に0.05 mg/kg 体重とされております。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきまして、57ページに参考として添付しておりますので御覧ください。御意見を1通頂戴しております。

左側に御意見の内容の記載がございまして、殺虫剤や殺菌剤もそうですが、除草剤は生態系に影響があるので、原則農薬の使用は禁止してください。禁止できないなら、残留濃度は全て0.01 ppm以下としてくださいとの御意見をいただきました。

回答は右側の記載となりますが、食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っているという記載がまずございまして、次に、農薬の登録、生態系への影響及び残留基準に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられますことから、農林水産省、環境省及び消費者庁に情報提供しますという回答の内容となっております。

以上1通の御意見が寄せられておりますが、専門調査会の結果を変更することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちエスプロカルブの許容一日摂取量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.005 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、農薬「エトフェンプロックス」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 それでは、お手元の資料2-2に基づきまして御説明申し上げます。エトフェンプロックスの農薬評価書（第7版）になります。

8ページを御覧ください。審議の経緯の第7版関係の部分となります。飼料用とうもろこしの適用拡大に係る農薬登録申請及び追加資料の提出に伴う畜産物への基準値設定依頼のあったことを受けまして、2月に厚生労働大臣から評価要請のあったものでございます。農薬第三専門調査会で御審議いただき、本日御報告するものでございます。

15ページを御覧ください。このものは6. に示された構造のピレスロイド系の殺虫剤でございます。

次のページの8. 開発の経緯にございますとおり、神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な働きを阻害することによって、殺虫活性を示すと考えられているものでございます。ADI及びARfDは、前版までで設定済みとなっております。今回、作物残留試験のほか、急性毒性試験、遺伝毒性試験、免疫毒性試験が追加提出されました。

評価の内容につきましては、変更点を中心に御説明申し上げたいと思います。

27ページを御覧ください。下の方の（2）、こちらは4. の（2）になりますが、作物残留試験につきまして、飼料用とうもろこしの試験が追加されました。結果は別紙3に追加されておりますが、27ページの部分に記載のございます最大残留値の記載には変更はございませんでした。

続いて、40ページを御覧ください。急性経口毒性試験が追加されまして、表30のうち上から2つ目に記載のラットの試験でございます。こちらが追加されまして、LD₅₀は2,000 mg/kg 体重超という結果でございました。

続いて、52ページにお進みください。11. の遺伝毒性につきまして、次のページになりますが、53ページの表47のうち、*in vitro*の小核試験が追加されまして、結果は陰性と判断されております。

次に、54ページの表48の上から2番目に記載のあります急性経皮毒性試験が追加されまして、LD₅₀は2,000 mg/kg 体重超という結果でございました。

57ページを御覧ください。下の方からの（4）になりますけれども、ラットを用いた28日間免疫毒性試験と、次の58ページの（5）のマウスを用いた28日間免疫毒性試験が追加されました。これらの試験につきましては、前版までに海外評価書を参照して記載がされていたものでございますが、今回提出された資料から詳細について再確認がされまして、結論とされております本試験条件下では免疫毒性は認められなかったという結論に変更はございませんでした。

食品健康影響評価につきまして、65ページを御覧ください。ばく露評価対象物質、ADI、ARfDにつきまして、66ページに記載のとおりでございまして、いずれも前版からの変更はなく、ADIにつきましては、マウスを用いた2年間発がん性試験を根拠として0.031 mg/kg 体重/日、ARfDはウサギを用いた発生毒性試験②を根拠として1 mg/kg 体重とされております。

以上、エトフェンプロックスにつきまして、これまでの評価結果を変更するものではないので、国民からの意見・情報の募集を実施することなくリスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちエトフェンプロックスのADIを0.031 mg/kg 体重/日、ARfDを1 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(第28回:令和5年9月30日時点)

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(第28回:令和5年9月30日時点)」です。

それでは、事務局から説明してください。

○浜谷情報・勧告広報課長 議題3の「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」御報告いたします。

1 ページ目を御覧ください。調査の目的ですけれども、食品安全基本法第23条第1項第4号の規定に基づき、関係行政機関の施策の実施状況を監視するための調査を行いまして、食品安全委員会が行った食品健康影響評価がリスク管理措置に適切に反映されているかどうかを把握するためというものでございます。

今回調査対象となるのは、令和3年10月1日から令和4年9月30日の間に食品健康影響評価の結果について通知を行った品目、さらには令和3年9月30日以前に通知が行われたが、前回、昨年調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかったものについて計174件となります。

2 ページ目を御覧ください。措置の状況の概況について整理しています。今ほど申し上げました174件のうち107件についてはリスク管理措置が講じられました。それ以外の品目

のうち、リスク管理措置の実施に向けて手続中、さらに、審議会で審議中についてはここにお示ししているとおりでございます。そこに至っていない審議会等の開催に向けて準備中のものが食品添加物1件、農薬34件、動物用医薬品8件でございます。このうち食品添加物、あと25-ヒドロキシコレカルシフェロールにつきましては、厚生労働省の方で具体的な審議会に向けて準備を進めているということでございます。

3ページ目を御覧ください。残りの理由につきまして、3ページ目の1.の3ポツ目に記載しておりますとおり、大きく3つございます。①につきましては飼料用の農薬についてです。先ほど示しました農薬の34件のうち23件がこれに該当します。我が国が特に飼料を輸入に依存していることを考慮しまして、日本向けの主要な輸出国における飼料に対する農薬の使用状況を確認するために、当該国における主要作物中の作物残留データを収集する必要があります。この作業に時間を要しているということでした。

農水省からの聞き取りによれば、今後、計画的に当該作物残留に関する試験成績を入手しまして、食安委に評価を依頼して、それを踏まえてリスク管理措置の検討を行う予定とのことでした。

②につきましては、動物用医薬品に関する薬剤耐性菌に関するデータを待つというものでございます。8件のうち6件がこれに該当します。これにつきましては、2月に策定いただきました薬剤耐性対策に関するアクションプランに基づく食品安全委員会の行動計画の中で2027年までに評価を行うこととされましたので、今後、食安委に評価依頼があり、要請があり、それを踏まえてリスク管理措置の検討が行われる予定と考えています。

③につきましては、食用の農薬についてです。動物用医薬品と共通の製剤2件を含めて、合わせて5件がこれに該当します。平成26年以前に許容一日摂取量（ADI）を設定したものにつきまして、この年以降に急性参照用量も併せて評価することとなりましたので、これに必要なデータ収集に時間を要しているとのことでした。このデータ入手の予定は未定とのことでした。

残りの農薬につきましては、リスク管理機関におきまして、基準値設定とリスク管理措置の設定に向けて具体的なデータの準備が進められているということで報告がありました。

次に、2番目、食品安全基本法第23条第1項第2号に基づき、食品安全委員会が自ら行う評価を受けた措置の概要ということでございます。

(1)として鉛を掲げています。鉛につきましては、令和3年に自ら評価を行っていません。昨年度、清涼飲料水中の鉛の規格基準の設定について御紹介をいたしました。その後、農林水産省が生産者や食品事業者による生産段階における自主的な低減対策を支援するために、コーデックスが2021年に改訂した「食品中の鉛の汚染防止及び低減のための実施規範」の日本語版をウェブサイトに掲載したとのことでした。さらに現在、関係者に周知を図っているとの報告がありました。

(2)になりますが、オクラトキシンAでございます。こちらにつきましては、平成26年に自ら評価を行っていません。その後、厚生労働省の方で小麦、大麦及びライ麦につつまし

て汚染実態を把握しているということでした。今回、資料が昨年9月30日時点ですので、資料に記載することはできませんでしたが、その汚染実態調査の結果を踏まえて、昨年12月15日に薬事・食品衛生審議会でオクラトキシンAの規格基準設定に向けた議論が開始されたとのこと。さらに、本年2月28日付で食品安全委員会に諮問がありまして、現在、担当の専門調査会において調査審議を進めているところでございます。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 食品安全委員会がリスク評価を行った後、まだリスク管理措置が行われていないものについての詳しい説明をどうもありがとうございました。その中でちょっと気になるのは、農薬の中で5件ほど、ADIを食品安全委員会が通知してからARfDの設定を行わなければいけないのだけれども、その必要になるデータが入手できなくて、入手の予定が未定というのがあるということです。これについてリスク評価を行う食品安全委員会としてはどう考えたらいいのか、その辺についてちょっと農薬の担当の方の御意見を伺いたいと思います。

○山本委員長 浅野先生、お願いします。

○浅野委員 農薬担当の浅野がお答えします。

農薬に係る食品健康影響評価は、新規登録申請や既登録農薬の適用拡大に係るものに加えて、平成18年にポジティブリスト制度施行時に暫定基準が設定されたものや、令和3年度から開始された再評価の対象となっているものなど、評価予定の農薬が多数控えていることから、リスク管理機関と調整を図りつつ、試験成績の内容等を勘案して順次評価を進めているところでございます。

今回御指摘のありました前回の通知から時間を経過している5件の農薬につきましては、まず、人に対して毒性の懸念をもたらすような新しい情報はないということ、2つ目に、リスク管理措置として厚生労働省が登録が失効したものも含めて残留農薬検査を行っておりまして、公表されている平成28年から平成30年度の結果を見ていますと、まず、多くの食品で検出されていないこと、また、一部検出されたものにつきましても、その値を用いて平均摂取量や短期摂取量を試算すると、過去に食品安全委員会が設定いたしましたADIやJMPRが設定いたしましたARfDと比較しても、それぞれ低いレベルにあることが確認できました。

こうした状況を勘案すれば、今回御指摘のありました農薬につきまして、ARfDの設定に向けて直ちにJMPRの評価書を用いて評価を行うなどの対応は必要ないのではないかと考えております。ただし、食品安全委員会としましては、リスク管理機関に対しまして、引き続き、これら農薬のARfDの設定に必要なデータの提出を促してまいりたいと考えております。

以上です。

○山本委員長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 どうもありがとうございました。現状を見てみると、直ちにARfDの設定に向けて動く必要があるようなものではないということが分かりましたけれども、事務局には、最新のデータを収集していくという努力は続けていただきたいと思います。データが集まりましたら、ARfDの設定に向けて動きを開始していただきたいと思います。

○山本委員長 ほかにございませんか。

川西委員。

○川西委員 私からは、施策の実施状況一覧表の中で、器具・容器包装の関係に関してお尋ねします。私はこの調査会の担当委員としてちょうどほぼ6年で、最近はポジティブリスト関係、新規物質の指針、それから次に既存物質の話をずっとやってきたという記憶で、審議会等で審議中の6件というのが、よく分かりません。これがどういうもので、どういうことなのかというのは記憶が定かではないので、確認させていただければと思います。よろしくお願いします。

○山本委員長 事務局、よろしいですか。

○浜谷情報・勧告広報課長 御質問ありがとうございます。今いただいた御質問の件について、手元の資料を確認しましたところ、フタル酸ビスですとかフタル酸ジブチルなど計6件の記録がございますが、先生の御指摘もありますので、事務局の方で再度内容を確認して対応したいと思います。ありがとうございました。

○山本委員長 よろしいですか。

○川西委員 ありがとうございます。これは多分、そういうものであるとすると、恐らく当時、厚労省の方も具体的にどうリスク管理措置を取るかいろいろ議論して、ずっと持ち越しになっていると想像しました。また情報があれば、後にでもいただければと思います。

ありがとうございます。

○山本委員長 ほかにございませんか。

それでは、どうもありがとうございました。これでこの議題は終了したいと思います。

(4) その他

○山本委員長 本日は、その他としまして、私から農薬4品目「キノクラミン」、「フィプロニル」、「プレチラクロール」及び「プロパモカルブ塩酸塩」を調査審議する専門調査会の指定につきまして御報告いたします。

この農薬4品目につきましては、2月13日の食品安全委員会第929回会合におきまして、農林水産省から再評価に係る評価要請の説明がされた際に、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会のいずれの専門調査会で審議するということについて、後日私が指定し、報告することとしていたものです。

農薬「キノクラミン」につきましては農薬第四専門調査会において、農薬「フィプロニル」につきましては農薬第五専門調査会において、農薬「プレチラクロール」及び「プロパモカルブ塩酸塩」につきましては農薬第三専門調査会において、それぞれ調査審議するよう指定いたしましたので、御報告いたします。

ほかに議事はありますか。

○重元総務課長 特にございません。

以上でございます。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、6月11日火曜日14時から開催を予定しております。

また、5日水曜日10時から「企画等専門調査会」が、来週、10日月曜日14時から「農薬第一専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第941回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。